

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : (株) クボタ  
業者の住所 : 大阪府大阪市浪速区敷津東 1-2-47
- 2 指名停止措置期間 : 平成 21 年 3 月 31 日～平成 21 年 4 月 30 日  
(1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

### 4 事実概要

公正取引委員会は、塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令及び同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

### 5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成 17 年第 48 号) 別表第 2 第 4 号（独占禁止法違反行為）に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 会社発注工事に関し、又は関係区域内における業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第 11 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

※ (株) クボタは、課徴金減免対象者として、その事実が公表されたため、当該制度の適用がなかったと想定した場合の指名停止期間の 2 分の 1 の期間としている。

### ○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通 4-1-2 2

アーバンエース三宮ビル 1 2 階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026